

**直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費
(バイアウト経費)の支出に関する FAQ
(令和3年11月22日)**

※赤字：追加・内容更新を行った FAQ

【バイアウト経費を支出する業務について】

Q1-1. バイアウト経費を支出可能である「所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務」には、どのような業務が含まれるのか。

A1-1. 所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となります。また、営利目的で実施する業務は対象外となります。

(例) 教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等) 等

なお、対象業務の詳細については、各配分機関が示す連絡先までお問い合わせください。

Q1-2. 研究機関において、運営委員会等の組織の管理運営事務をバイアウト対象業務として設定することは可能か。

A1-2. 競争的研究費の直接経費から支出するバイアウトの対象業務は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限定しています。研究時間の確保を含む研究環境の整備は一義的には研究機関の責任で行われるべきものであり、組織の管理運営事務(運営委員会等の大学を運営するための方針や規程の策定に係る業務、大学の評価に係る業務、人事に関する業務 等)にかかる合理化等は、本来研究機関の責任で行うべきことと考えます。このため、組織の管理運営事務に関しては、バイアウトの対象業務として設定することはできません。

Q1-3. 大学以外の研究機関においても「所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務」に当たる対象業務を設定することは可能か。

A1-3. 競争的研究費におけるバイアウトの対象業務は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務としていますので、①研究活動、②組織の管理運営事務を除いた業務がバイアウト経費の支出対象となります。例えば公的機関での次世代人材育成に係る業務等、研究者が本来行う必要がある業務がある場合には、支出の対象業務とすることは可能です。

なお、本制度による取組以外で、各研究機関の判断で実施する研究者の業務負

担軽減に資する取組を制限するものではありません。

Q1－4. 大学を設置する法人が行う収益を伴う事業は「営利目的で実施する業務」に当たるのか。

A1－4.

(国立大学法人及び公立大学法人について)

国立大学法人が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方については、「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」(平成28年3月31日付事務連絡。文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課)においてお示ししているとおり、国立大学法人法に規定された業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありませんが、国立大学法人法に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことはできません。

したがって、収益を伴う事業であっても、その目的は、大学の教育研究活動の成果の普及・活用促進等、国立大学法人法に規定される業務の範囲内の取組であると考えられるため、本制度における「営利目的で実施する業務」には当たりません。

公立大学法人についても同様の取扱いとなります。

(私立大学を設置する学校法人について)

私立学校法第26条に規定される収益事業については、学校法人が、その設置する私立学校の教育に支障がない限り、その収益を私立学校の経営に充てる目的で実施するものであり、教育研究活動以外の事業を行うことも想定されます。そのため、そのような事業の運営に研究者が携わるような場合には、バイアウト経費の支出対象外となる「営利目的で実施する業務」に該当する可能性があるため、判断に迷う場合は、事前に文部科学省高等教育局私学部私学行政課に御相談ください。

なお、バイアウト経費の支出対象となるかの検討に当たっては、その活動が、「研究者が本来行う必要がある活動」に該当するかも御確認ください。

【バイアウトを実施する際の手続について】

Q2－1. 応募時にバイアウト経費を計上する際には、どの程度、研究機関と調整が済んでいる必要があるか。

A2－1. バイアウト経費を計上するに当たっては、研究機関においてバイアウト制度に関する仕組みが構築されていることが必要です。その上で、応募書類に経費の計上が求められている場合はその提出時まで、応募書類に経費の計上が求められていない場合は、採択後の経費計上を求める書類の提出までに、研究機関において構築した仕組みに則り研究機関と研究者間の合意がなされていることが必

要です。

Q2-2. 研究計画の遂行中にバイアウトする必要がある場合には、どのような手続が必要か。

A2-2. 応募時にバイアウト経費を計上していなかった場合に、研究の進展に応じバイアウトする必要がある場合には、各競争的研究費のルールに従い、必要に応じて変更申請手続等を行ってください。

なお、関係府省間で申し合わせた「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて」の「6. 費目間流用のルール」（以下、「費目間流用ルール」という。）に基づき各配分機関が定める割合以内においては、配分機関に承認を得ることなく流用することが可能です。ただし、その場合でも、事業によって条件等を求めている場合がありますので、事前に配分機関に確認してください。なお、各配分機関が定める割合を超える場合には、配分機関のルールに従い、研究計画の変更手続等を行ってください。

Q2-3. 配分機関の判断で研究分担者もバイアウト経費の支出が可能となっているが、所属機関が異なる研究分担者の取扱いはどうになるのか。

A2-3. 研究分担者の所属する研究機関の定めによることになります。したがって、バイアウト経費の支出に当たって必要な仕組みの構築、代行の実施については、研究分担者の所属する研究機関においてご対応いただく必要があります。なお、研究分担者もバイアウト経費の支出を可能とする対象としているかどうかについては事業の性格に応じて定めておりますので、配分機関にご確認ください。

Q2-4. バイアウト経費の支出に当たって、証拠書類としてどのような書類を準備すれば良いか。

A2-4. 証拠書類においては、業務を代行することで当該研究プロジェクトに専念できる時間が拡充したことが分かる必要があります。バイアウト制度については研究機関が構築した仕組みに基づき実施することとなりますので、一律にバイアウト経費の支出に必要な証拠書類を示すことは困難ですが、例えば、PI と研究機関との合意文書や、領収書など直接経費からバイアウト経費が適切に支出されたことを証明する書類等が考えられます。なお、書類の準備に当たって研究代表者等の過度な負担とならないように留意してください。

【バイアウト経費の計上について】

Q3-1. バイアウト経費とは代行要員を雇用するための費用を指すのか。

A3-1. バイアウト実施時には、PI は、研究機関が構築した仕組みに基づき算定され

る経費を研究機関に支払い、業務の免除を受けることとなります。バイアウト経費とは、この際に PI が研究機関に支払う費用のことを指しており、研究機関が代行要員を雇用するための費用自体を指すものではありません。なお、研究機関への支払いをもって PI によるバイアウト経費の支出は完了となり、業務の代行は、研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに基づき、研究機関の責任において実施することとなりますので、ご注意ください。また、PI は業務の免除を受けたエフォートを当該研究プロジェクトに充てることとなり、当該研究プロジェクト以外の業務に充てることはできません。

Q 3－2．バイアウト経費は、どの費目で計上するのか。

A 3－2．府省共通経費取扱区分表の「その他」の費目で計上してください。

Q 3－3．バイアウト経費の算定基準は、どのように設定すればよいか。

A 3－3．各機関における人件費の考え方等に基づいて設定することが可能です。海外の先行事例を参考にすると、バイアウトする PI の年間給与額をベースとし、バイアウトする業務のエフォートに応じた算定基準を設ける（設定例：PI の年間給与の〇％×バイアウト授業数／PI の担当授業数）こと（下図参照）が考えられるほか、免除を受ける業務の内容によって単価を決めることなども考えられます。なお、当該経費の算出方法は、様々な形が想定されるため、研究機関の実態に合わせて研究機関が設定して下さい。

Q 3－4．各配分機関において、例えば少額の研究課題について直接経費の一定の割合等をバイアウト経費の支出の上限として設定され、バイアウト経費の支出にあたって不課税取引等に係る消費税相当額を考慮する必要がある場合は、当該不課税取引等に係る消費税相当額をこの上限の中に含めなければならないか。

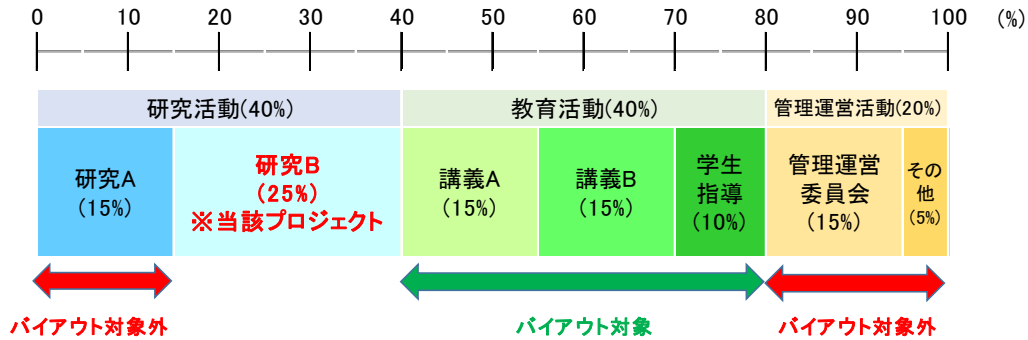
A 3－4．不課税取引等に係る消費税相当額は上限の範囲内に含めないで結構ですが、研究機関側の判断で上限に含める扱いとすることは特段問題ありません。

バイアウトするPIの年間人件費をベースとした算定基準例

PIは、免除を受ける業務のエフォートに対し、バイアウト経費を支払う。
当該エフォート分に見合う金額として、PIの人件費に当該エフォート率を乗じ、バイアウト経費を算出。

- 年間人件費: 1,000万円
- 競争的研究費によるプロジェクト「研究B」を実施

バイアウト前 年間エフォートの内訳



☆「講義A」を1年間バイアウト

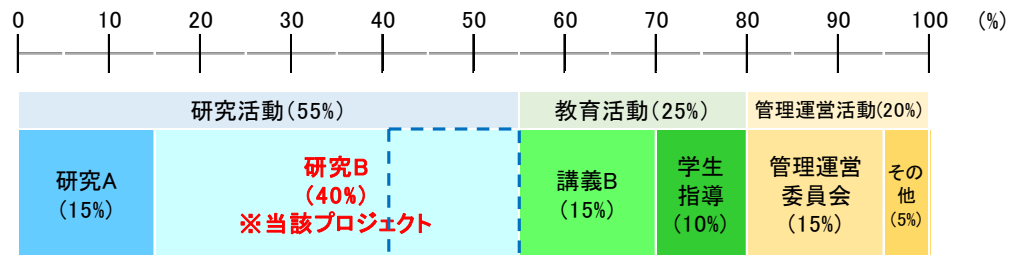
講義A
(15%)

★バイアウト経費の計算例

年間人件費×エフォート率=バイアウト経費
 $1,000万円 \times 15\% = 150万円$

※バイアウト経費を原資に、研究機関が代行を実施。

バイアウト後 年間エフォートの内訳



↑ 当該プロジェクトのエフォートが15%増加

【代行要員について】

Q4-1. 業務の代行にあたって雇用する代行要員は、学生や秘書でもよいのか。

A4-1. 代行要員の身分は問いませんので、どのような方を雇用するかについては、研究機関でご判断ください。ただし、代行の対象業務が「“所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた”、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、“研究者が本来行う必要がある”教育活動等及びそれに付随する事務等の業務」であること、「研究時間の確保を含む研究環境の整備は一義的には研究機関の責任で行われるべき」であることにご留意ください。

Q4-2. 業務の代行にあたり、代行要員として TA を雇用する場合の雇用手続等は研究者が行うのか。

A4-2. バイアウトによる業務の代行は、研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに基づき、研究機関の責任において実施することとなります。したがって、代行要員としての TA の雇用手続等は研究者ではなく研究機関が行う必要があります。

Q4-3. 業務の代行にあたり、新たな代行要員の雇用が必須なのか。既存の教職員を代行要員とすることができるか。

A4-3. バイアウトによる業務の代行方法はその方法を含めて研究機関に委ねられていますので、新たな代行要員の雇用が必須ではありません。研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに基づき、研究機関の責任において実施してください。

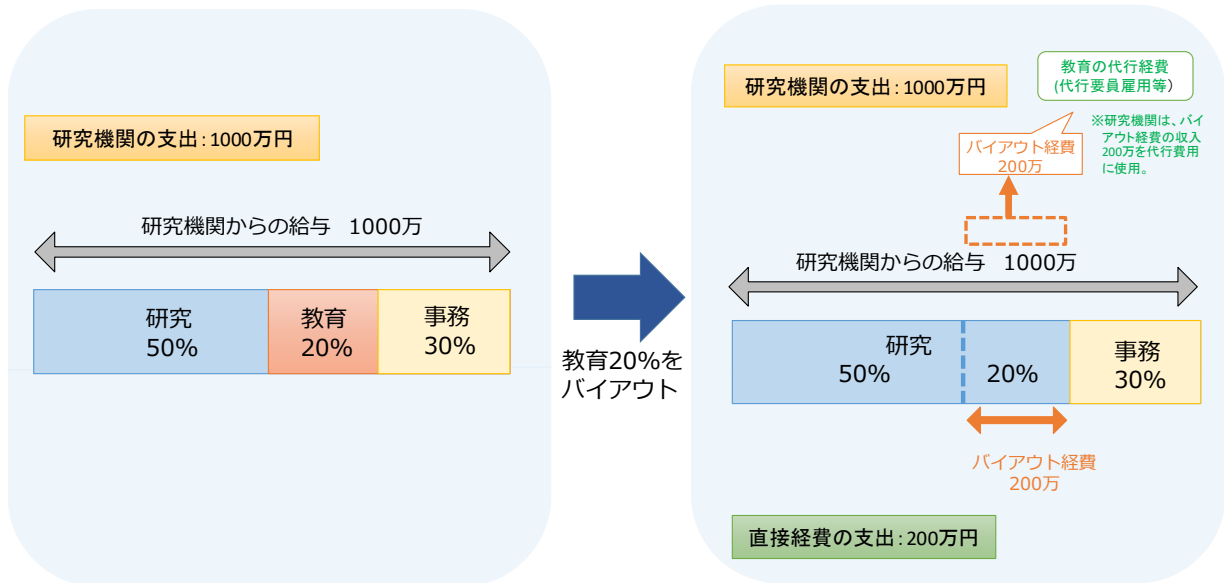
【PI 人件費を支出する場合の留意点について】

Q5-1. 競争的研究費の直接経費から PI の人件費を支出する場合において、バイアウト制度を併用することは可能か。

A5-1. 競争的研究費の直接経費から PI 人件費支出が認められている事業において、バイアウト制度を併用することは可能です。ただし、併用の実態に合わせた適正なエフォート管理を行ってください。また、バイアウトすることで拡充した研究エフォート分に対するバイアウト経費と、当該エフォートに対する PI 人件費とを重複して計上することのないようご注意ください。

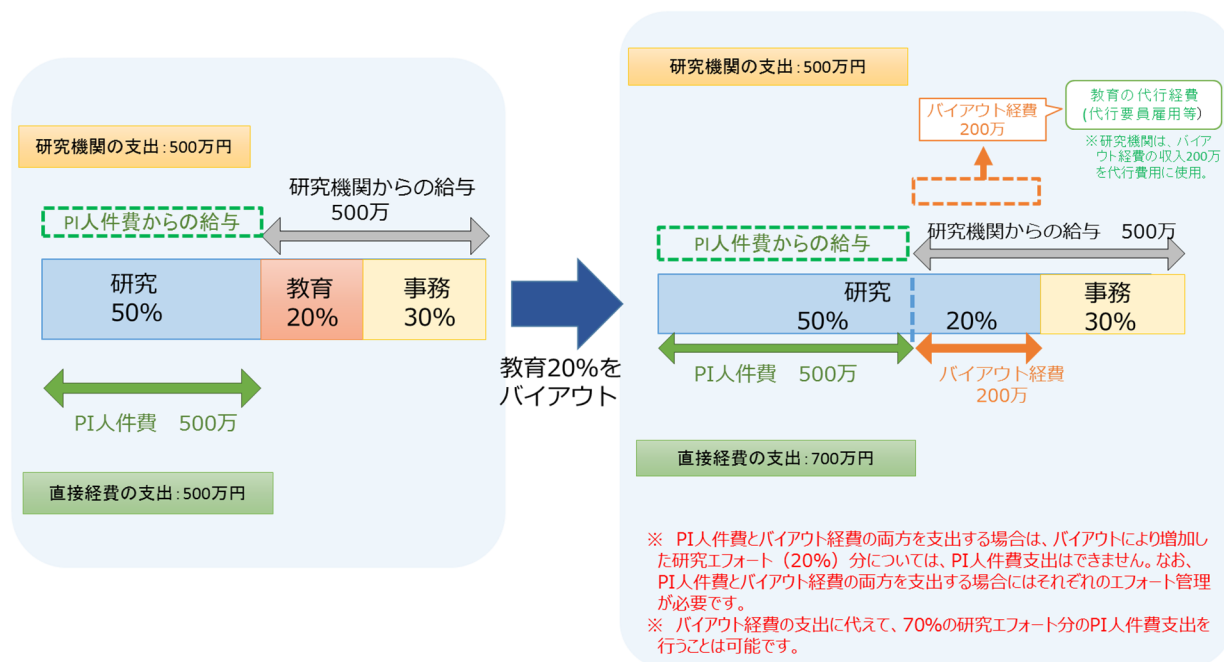
バイアウトにかかる経費負担の考え方（イメージ）

バイアウト経費のみの支出の場合
（PI人件費の支出がない場合）



PI人件費も併せて支出している場合

※バイアウトすることで拡充した研究エフォート分に対するバイアウト経費と、当該エフォートに対するPI人件費とを重複して計上することのないよう留意が必要です。



【大学法人の予算措置について】

Q6－1．バイアウト制度を利用することにより、授業時間数が減り 1 週間の割当授業時間数が 6 時間未満となった場合、私立大学等経常費補助金の算定対象から外れることとなるのか。

A6－1．バイアウト制度を利用することにより、教員は研究費を活用して時間を捻出することが可能となりますが、私立大学等経常費補助金の算定においては、教育活動への参画状況を評価し、その対象としていることから、6 時間未満となる者は対象から外れることとなります。